

敷設工事が始まりました！



▲光ファイバ敷設工事のようす（写真は比叡地区）

村では村内全域に光ファイバケーブルを整備する事業を進めています。これは超高速インターネット環境を整備すること、地上デジタル放送が見られなくなる地域を対象に地上デジタル放送を再送信することを目的に工事するものです。

6月上旬から、飯樋地区をはじめとして、光ファイバケーブルを電柱に敷設する工事が始まりました。光ファイバケーブルは、約5000本を超える東北電力やNTTの電柱を使い設置していきます。光ファイバケーブルの敷設距離は約220メートルになる見込みですが、6月25日現在で約60メートルの敷設が完了しました。工事は平成23年2月に完了し、3月末からサービス開始を予定しています。

工事期間中は、皆さんのお住まい、道路、農地などの付近で作業を行います。工事関係者が土地の所有者の方々の工事に関する同意、敷地への立ち入りなどのお願

地デジの視聴には機器が必要です。

地デジ放送を見るためには、①地デジ対応テレビに買い換えるか、②今使っているテレビに地デジチューナーを買い足す必要があります。

これらの地デジ対応機器は再送信事業の加入世帯も含め、全世帯で必要となりますので早めの対応をお願いします。

いに同う場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、地上デジタル放送再送信事業へ申し込みいただきました462件の加入申込み者の皆様には、加入分担当金の納入通知書を送付しましたので、納入期限の7月30日までに必ず納入してください。

6/1

光ファイバケーブル敷設工事開始

平成22年度国民健康保険税率等が改正されました

一人あたりの保険料は減

6月定例議会で国民健康保険税（国保税）条例が一部改正されました。

今年度の国保税は、昨年と比べ一人あたり5115円の減となっております。また、課税限度額は4月臨時議会で改正されています。

国保税は国民健康保険（国保）の財源の一部です。国保制の度は、相互扶助の精神のもとに、私たちの健康の保持・増進を確保する重要な制度で、病気やケガをした時に医療費の負担が軽減され安心して医療を受けられるよう、日ごろから加入者がお金を出し合い、国や県、村の負担とあわせて運営されています。

平成22年度国民健康保険税 税率等改正内容

区分	課税対象	医療保険分 (医療分※1)			後期高齢者支援金分 (支援分※2)			介護保険分 (介護分※3)		
		改正前 (H21)	改正後 (H22)	増減	改正前 (H21)	改正後 (H22)	増減	改正前 (H21)	改正後 (H22)	増減
		所得割	前年中総所得額から33万円を差し引いた額	4.68%	5.76%	↑	3.68%	2.75%	↓	1.71%
資産割	固定資産税額	15.24%	16.36%	↑	11.98%	7.81%	↓	6.63%	6.30%	↓
均等割	被保険者一人につき	15,300円	16,800円	↑	12,000円	8,020円	↓	8,700円	8,690円	↓
平等割	1世帯につき (特定世帯以外)	12,800円	14,000円	↑	10,000円	6,700円	↓	4,800円	4,800円	→
	1世帯につき (特定世帯)	6,400円	7,000円	↑	5,000円	3,350円	↓			
	課税限度額	47万円	50万円	↑	12万円	13万円	↑	10万円	10万円	→

- ※1 医療分：みなさんが病院にかかったときに支払う医療費にかかる税金です。
- ※2 支援分：75歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」に対して国保が負担する分の税金です。国保加入者全員で負担します。
- ※3 介護分：介護保険に対して国保が負担する分の税金です。国保加入者のうち40～64歳の方に課税されます。
特定世帯：国民健康保険に加入していた方が、後期高齢者医療保険に移られたことにより、その世帯で国民健康保険に残る方が一人だけになる世帯。（後期高齢者医療保険に移られてから5年間に限り、世帯別の平等割りが半額になります）

国民健康保険税には軽減制度があります

国民健康保険税には前年の所得額に応じた税の軽減制度があります。軽減制度は、国保税の均等割額及び平等割額を前年の所得に応じて7割、5割、2割を軽減する制度です。軽減は村が課税する際に計算しますので申請等の必要はありません。

平成22年度国民健康保険税軽減額

世帯種別	均等割軽減額 (1人当たりの減額)	平等割軽減額 (1世帯当りの減額)				
		医療分	支援分	介護分		
		7割軽減世帯	11,760円	5,620円	6,090円	9,800円 4,900円
5割軽減世帯	8,400円	4,010円	4,350円	7,000円 3,500円	3,350円 1,680円	2,400円
2割軽減世帯	3,360円	1,610円	1,740円	2,800円 1,400円	1,340円 670円	960円

○お問い合わせ 住民課税務係 (☎42-1615)